

東地申
第06号「首都圏本部におけるワンマン運転の実施について」
に関する基本申し入れ団体交渉

第11項途中で中断!

2月17日13:30～東地申06号「首都圏本部におけるワンマン運転の実施について」基本申し入れの団体交渉を実施しましたが、第11項で回答に矛盾が生じたので解決策を確認したところ、調査の為一旦中断となり、その後、**会社から『本日は回答できない』と示され10項までの議論を持って中断となる事が発生しました。**

今回の常磐緩行線のワンマン施策は当社にとって初めての長編成ワンマン施策となります。前回のワンマン説明交渉で会社は、今回のワンマン施策は安全・サービスレベルが維持できると回答しています。東労組東京地本として**取扱いが曖昧なままワンマン施策が進められる事は断じて認めるわけには行きません。**今後も会社と真摯に議論していきます。議論経過については以下の通りです。

11.乗降終了表示を運転士にどのように表示するのか具体的に示すこと。
回答:通信用アプリ等を使用することにより、乗降終了表示を行うこととなる。

運転作業要領 指導 15 「乗降終了表示について」には・・・(一部抜粋)

2 乗降終了表示の表示方

- (1) 昼間は、赤色旗を絞って高く掲げる
- (2) 夜間は、白色灯を高く掲げて上下に動かす

3 表示器の使用

乗降場の状態又は施設物等のため、停車場係員の行う乗降終了表示が列車のドアを閉扉しようとする係員から確認することが困難な箇所には、乗降終了表示器(以下「表示器」という)を設けて、これにより表示してよい。

表示方について明確に定めており、通信用アプリ(バディコム)に変える事が出来る。など書かれていない!!

これでは規程との整合性が取れず、長編成ワンマン施策を担う社員の安全が担保された取扱いと言えるのでしょうか?

今後も東京地本は『安全・健康・ゆとり』また、不安のない施策実施を目指し、是々非々で議論していきます!